荒川区罹災証明書等交付要綱

令和８年１０月１日制定
（８荒防住第１４６６号）
（ 副 区 長 決 定 ）

（趣旨）

第１条　この要綱は、荒川区（以下「区」という。）において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）（以下「法」という。）第２条第１号に定める災害によって生じた被害（火事による被害を除く。以下同じ。）に関する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「実地調査」とは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））等に基づき行う住家又は住家以外に生じた被害の状況調査をいう。

（証明書の種類及び内容）

第３条　この要綱により交付する証明書は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める内容による。

（１）　罹災証明書　法第９０条の２第１項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等により区が確認することができた場合に限り、その被害の程度を証明するものをいう。

（２）　被災証明書　災害による住家以外の物件の被害について、実地調査等により区が確認することができた場合に限り、その被害の程度を証明するものをいう。

（３）　被災届出証明書　住家又は住家以外の物件について、災害によって被害を受けたことを区長に届け出た事実を証明するものをいう。

２　前項各号の証明書は、民事上の権利義務関係に係る効力を有さず、被害額に係る証明を含まないものとする。

（証明書に係る担当所管）

第４条　証明書に係る担当所管は、区民生活部及び防災都市づくり部とする。ただし、区長が必要と認めるときは、担当所管を追加することができる。

（交付の対象）

第５条　第３条第１項各号の証明書の交付の対象となるものは、災害により被害を受

けた区内の住家又は住家以外の物件とする。

（交付の申請者）

第６条　第３条第１項各号の証明書の交付の申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　前条の住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む。）

（２）　前条の住家又は住家以外の物件の使用者

（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が認める者

（交付の手続）

第７条　罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（別記第１号様式）に区長が必要と認める書類等を添えて区長に申請しなければならない。

２　被災証明書の交付を受けようとする者は、被災証明書交付申請書（別記第２号様式）に区長が必要と認める書類等を添えて区長に申請しなければならない。

３　被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明書交付申請書(別記第３号様式)に区長が必要と認める書類等を添えて区長に申請しなければならない。

４　前３項の申請は、災害が発生した日の翌日から起算して１年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると区長が認めるときは、この限りでない。

５　証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人番号カード、運転免許証、旅券等の本人確認書類の提示又は区長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。

６　申請者が、やむを得ない理由により自ら交付申請を行うことができないときは、代理人により交付の申請をすることができる。この場合において、代理人は前項に規定する書類に加え、申請者が自署又は記名押印した委任状を提出しなければならない。

（実地調査等）

第８条　区長は、罹災証明書交付申請書の提出があったときその他区長が必要と認めたときは、実地調査しなければならない。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が準半壊に至らない被害（一部損壊）と認め、かつ、被害の状況を明確に示す写真等により準半壊に至らないことが一見して明らかなときは、区長は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

２　前項の規定にかかわらず、申請者から罹災状況を示す写真(当該申請者が罹災箇

所を既に修復している場合にあっては、修復状況を示す写真及び当該修復の費用に係る請求書、領収書又は見積書等)の提出があり、家屋等被害状況調査の必要がないと認める場合は、区長は申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

3　区長は、被災証明書交付申請書の提出があったときは、原則、実地調査を行い被害の状況を確認しなければならない。ただし、被害の状況を示す写真（当該申請者が被害箇所を既に修復している場合にあっては、修復状況を示す写真及び当該修復の費用に係る請求書、領収書又は見積書等)により被害の状況が確認できる場合は、実地調査を省略することができる。

4　区長は、被災届出証明書交付申請書の提出があったときは、実地調査は行わないものとする。

（証明書の交付）

第９条　区長は、第７条第１項の規定による罹災証明書の交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、罹災証明書（別記第４号様式）を交付するものとする。

2　区長は、第７条第２項の規定による被災証明書の交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、被災証明書（別記第５号様式）を交付するものとする。

3　区長は、第７条第３項の規定による被災届出証明書の交付の申請があったときは、確認のうえ、被災届出証明書(別記第３号様式)を交付するものとする。

4　区長は、既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があった場合において、提出書類の全部又は一部が必要でないと認めるときは、第７条各項の規定にかかわらず、当該提出書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

（再調査の申請）

第１０条　証明書（被災届出証明書を除く。以下この条において同じ。）の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して９０日以内に、区長に対し、再調査の申請をすることができる。ただし、やむを得ない事情があると区長が認めるときは、この限りでない。

2　前項の規定により再調査の申請を行う者は、区長に対し、被害認定再調査申請書（別記第６号様式）に、従前に交付を受けた証明書を添えて申請するものとする。

3　第６条並びに第７条第５項及び第６項の規定は、第１項の規定による再調査の申

請について準用する。

（手数料）

第１１条　この要綱に基づく証明書の交付に係る手数料は、荒川区手数料条例（平成１２年荒川区条例第２号）第３条第１項第３号の規定により免除する。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

附　則　この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

罹災証明書交付申請書

荒 川 区 長　　(申請日)　　年　　月　　日

申請者 (世帯主)	住 所 電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	(ふりがな) 氏 名

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所 電話番号
	氏 名 申請者との関係

被災住家の 世帯構成員 (書ききれない 場合は様式 任意で別紙 に記入)	氏 名	続柄	生年月日	備考
		世帯主	年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	□ 浸水被害 (□床上 □床下)　　□ その他被害(以下に記入)

裏面へ続く

写真による被害区分の判定(※)	□ 希望する(写真を添付または提示) □ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付または提示された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付または提示は必須ではありません。

罹災証明書の必要枚数	枚

住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 □ 確認しました

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状

代理人(受任者)
住 所
氏 名

上記代理人に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。

委任者
住 所
氏 名 印

※区記載欄

本人確認	□ 個人番号カード □運転免許証 □旅券 □ その他( )

判定方法	□ 調査依頼 □ 一部損壊(写真判定)	受付担当者	

別記第2号様式（第7条関係）

被災証明書交付申請書

荒 川 区 長　　（申請日）　　年　　月　　日

申請者	住 所 電話番号
	（現在の連絡先） 電話番号
	（ふりがな） 氏 名

窓口に来られた方 （申請者と同じ場合は記入不要）	住 所 電話番号
	氏 名 申請者との関係

被災物件の所在地 （申請者と同じ場合は記入不要）	

被災物件	□店舗　□工場　□事務所　□その他（　　）

被災原因	年　月　日の　による

被災内容	※証明してほしい事項や被災状況を記入してください。

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状

代理人（受任者）
住 所
氏 名

上記代理人に、被災証明書の申請及び受領について委任します。

委任者
住 所
氏 名　　印

※区記載欄

本人確認	□ 個人番号カード　□運転免許証　□旅券　□その他（　　）

受付担当者	

別記第3号様式(第7条及び第9条関係)

被災届出証明書交付申請書

荒 川 区 長　　(申請日)　　年　　月　　日

申請者	住 所 電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	(ふりがな) 氏 名(代表者)

窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住 所 電話番号
	氏 名 申請者との関係

被災物件の所在地	住 所(申請者と同じ場合は記入不要)

被災物件	□構築物(塀、門扉等)　□家財(車両、家財等)　□その他(

被災原因	年　月　日の　による

被災届出内容	※被災物件及び被災の状況を記入してください。

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状

代理人(受任者)　住 所
氏 名

上記代理人に、被災届出証明書の申請及び受領について委任します。

委任者　住 所
氏 名　印

被災届出証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年　月　日　荒川区長　印

【注意事項】
①この証明書は、被災の状況を区に届け出たという事実を証明するものです。
②この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

別記第4号様式(第9条関係)

第　　号
年　月　日

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

追加事項記載①

被災者区分:
世帯構成員:

構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別:

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

追加記載事項③	

上記と相違ないことを証明します。
年　月　日

荒川区長　　印

別記第5号様式(第9条関係)

第　　号
年　月　日

被 災 証 明 書

被災者住所	
被災者氏名	
追加事項記載①	被災者区分:

罹災原因	

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	

追加記載事項③	

上記と相違ないことを証明します。
　年　月　日

荒川区長　　印

別記第6号様式(第10条関係)

被害認定再調査申請書

荒川区長　　(申請日)　　年　　月　　日

申請者 (世帯主)	住所 電話番号 (現在の連絡先) 電話番号 (ふりがな) 氏名
窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住所 電話番号 氏名 申請者との関係 □本人 □世帯員 □その他(　　)
被災物件の所在地 (申請者と同じ場合は記入不要)	
罹災(被災)物件	□住家　□店舗　□工場　□事務所　□その他(　　)
罹災(被災)原因	年　月　日の　による
再調査理由	

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状

代理人(受任者)　住所
氏名

上記代理人に、証明書(被災届出証明書を除く)の申請及び受領について委任します。

委任者　住所
氏名　　印

※区記載欄

本人確認	□ 個人番号カード　□運転免許証　□旅券　□その他(　　)

受付担当者	